

那珂市地域密着型サービス事業者公募要領（令和８年度整備分）

1 公募の趣旨

那珂市では、第９期介護保険事業計画（令和６年度～令和８年度）に基づき、介護保険サービスの基盤整備を計画的に進めています。

本公募は、地域密着型サービスのうち第９期計画期間中の整備分を対象に行うものです。

2 公募する地域密着型サービスの種類

認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）

※介護保険法（以下「法」という。）第８条第２０項及び第８条の２第１５項

3 整備予定の日常生活圏域及び整備数

地域密着型サービスの種類	整備圏域	整備数
認知症対応型共同生活介護 （介護予防認知症対応型共同生活介護）	指定なし	１ユニット （９床）

※新設又は既存のグループホームの増床による。

4 応募要件

- （１）法人であること。
- （２）那珂市暴力団排除条例（平成２３年那珂市条例第３１号）第２条第１号に規定する暴力団でないこと。
- （３）法第７８条の１２及び第１１５条の２１において準用する第７０条第２項第６号に規定する役員等が、那珂市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員でないこと。
- （４）法第７８条の２第４項各号及び第１１５条の１２第２項各号の規定に該当しないこと。
- （５）事業計画については、関係法令等（介護保険法、老人福祉法、建築基準法、消防法、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律等）を遵守したものであること。
- （６）令和８年度中にグループホームを整備し、令和９年３月末までに開設すること。

5 事業者の選定方法

- （１）応募事業者より提出された「地域密着型サービス事業者公募申請書」等による書類審査ののち、「那珂市地域密着型サービス整備審査委員会」において応募事業者に対し聴き取り等を行ったうえで、事業予定者を選定し、その結果を「那珂市地域密着型サービス運営委員会」に報告します。
- （２）「那珂市地域密着型サービス運営委員会」において、「那珂市地域密着型サービス整備審査委員会」の選定結果及び計画内容等を審議したのち、その結果を市長に意見し、市長が事業予定者を決定します。
- （３）審査の結果、一定の基準に満たない場合は事業予定者なしとする場合があります。
- （４）事業予定者の応募がない場合又は事業者が決定しなかった場合は、再度公募を行うことがあります。

6 審査結果の通知及び公表

審査の結果については、令和7年10月に文書にて通知します。また、事業予定者については、市ホームページ等で公表する予定です。

7 事業予定者の指定に当たっての条件

地域密着型サービスを提供する事業者は、法に基づく指定基準を満たすとともに、法に規定する指定事業者として適正に事業を実施することとなります。

認知症対応型共同生活介護の被保険者の利用に当たっては、法第78条の2第8項及び第115条の12第6項の規定に基づき、以下の条件を付することを予定しています。

- ・本市への転入者に地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスを提供する場合、緊急その他やむを得ない場合を除き、本市において法第9条の規定による被保険者として1年を経過していることを条件とする。

8 補助金について

国又は県の補助金を申請する予定ですが、詳細は決定されておりません。補助金の交付については、国又は県の予算の範囲内となるため、不交付になることも想定されます。資金計画等の策定に当たっては、補助金の不交付も念頭に置いたうえで応募してください。

参考 令和6年度茨城県地域医療介護総合確保基金事業補助金

区分	基準額（上限額）
認知症高齢者グループホーム（施設整備）	施設整備補助 39,600千円
〃（開設準備）	開設準備経費 8,901千円（989千円／人）

9 応募の手続き

- （1） 応募期間 令和7年7月1日（火）午前8時30分から令和7年8月29日（金）午後5時まで（必着）
- （2） 提出書類 本公募に申し込みを希望する事業者は、公募申請書、事業計画概要書、事業所体制等の計画、平面図、配置図、位置図、法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書等を提出してください。

10 留意事項

- （1） 事業所の開設等に当たっては、緊急車両等が出入りできるよう対応してください。
- （2） 事業所の開設予定地は、用地が確実に確保できるとともに、関係法令の許認可等が得られる見通しである用地とします。
- （3） 応募のために提出された書類（添付書類等を含む）は、応募事業者が不採択となった場合であっても、返却しません。
また、応募事業者の採択・不採択にかかわらず、事業者が応募のために要した費用等はすべて事業者が負担することとなります。